

傷病手当金の支給に係る規則改正について

1 規則名

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年豊島区規則第50号）

＜全文＞ 改正 令和3年12月15日豊島区規則第77号

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年豊島区条例第18号)附則に規定する規則で定める日は、令和4年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 改正理由

国からの財政支援継続に伴い、傷病手当金の支給の適用期間（令和2年1月1日から規則で定める日）を改めるため。

3 改正内容

規則の一部を下表のように改正。

規則番号（公布の日）	改正内容
令和4年豊島区規則第9号 （令和4年3月4日）	「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。
令和4年豊島区規則第52号 （令和4年6月9日）	「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。
令和4年豊島区規則第71号 （令和4年9月21日）	「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。
令和4年豊島区規則第94号 （令和4年12月15日）	「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

4 留意事項

当該傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として係る費用の財政支援を行うこととされ、その決定を受けて国の基準に基づき支給している。

令和5年度以降の財政支援については、今後の感染状況や新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に与える影響等を踏まえ、必要な見直しが行われる予定である。